

岩手県告示第330号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）のすべてを確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 講ずべき措置の内容 花巻市湯本第10地割4番2号、5番1号、5番2号、6番1号、6番2号、7番1号及び7番2号において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）によらずに放置された産業廃棄物及びこれにより汚染された土壌を撤去するとともに、処理基準に従い処理すること。
- 2 措置の期限 平成26年4月28日
- 3 岩手県知事による措置等 処分者等が2の期限までに1の措置を講じないときは、岩手県知事が、法第19条の8第1項の規定に基づき当該措置を講じ、及び同条第2項の規定に基づき処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。